

# 南北朝期 安芸・甲斐武田家の成立過程について

—由緒とネットワークを中心に—

西川 広平

## はじめに

中世武家政権とそれを構成する武家との関係において、室町期には足利将軍家を頂点とする武家の家格制度が成立し、堅固な財政基盤や軍事力を有しなかつた室町幕府の支配体制を支えたことが、近年注目されている<sup>(1)</sup>。

この前提となる室町幕府を構成した武家の成立過程については、約六十年間に及ぶ長期的な内乱が持続した南北朝期の状況が、重要なことは言うまでもない。しかしながら、当該時期の武家官位や家格に注目した近年の先行研究による成果はあるものの<sup>(2)</sup>、官位や所職の相伝を踏まえた一族内における家の存立を対象とした研究は、十分に蓄積されているとは言い難い。

本稿が考察の対象とする、安芸国（広島県）分郡・若狭国（福井県）守護および甲斐国（山梨県）守護を輩出した武田家については、黒田基樹が鎌倉期以降の甲斐・安芸両国守護の就任および伊豆守の受領名の継承に注目し、十三

世紀後半における武田信時の安芸国下向以降、信時の子孫が安芸国守護職を継承したと位置付け「安芸武田氏」と呼ぶ一方、信時の弟で北条得宗家の被官となつた武田政綱の子孫（石和流武田家）が、甲斐国守護職を継承したと考え「甲斐武田氏」と呼んだ。そして、伊豆守の受領名を称した者が武田家の惣領の地位に就いたことを推測し、それが専ら信宗—信武—氏信と続いた安芸武田氏に該当するとともに、信武が南朝に帰属した甲斐武田氏から十四世紀半ばに甲斐守護職を奪取し、それを庶子の信成に与えたことを指摘した<sup>(3)</sup>。

以上のような黒田の見解に對して、網野善彦は鎌倉期の甲斐国守護について検証し、同時期の甲斐国守護は武田家（甲斐武田氏）ではなく、幕府奉行人を輩出した一階堂家の世襲であつたことを明らかにした<sup>(4)</sup>。また、渡邊正男は石和流武田家出身で鎌倉末期に甲斐国守護に補任された政義が、歴応・康永年間（一二三三八、一二三四五）頃に滅亡したのは南朝への帰属が原因ではなく、守護代との対立であつたことを指摘した<sup>(5)</sup>。

このように、黒田が示した見解のうち、鎌倉期に「甲斐武田氏」すなわち石和流武田家が甲斐国守護職を世襲したこと、また信武が南朝に帰属した「甲斐武田氏」から同守護職を奪取したことについては、その後の研究過程において見直しが進んでいる。しかしながら、武田家の惣領であつた信武の嫡流は氏信末裔の「安芸武田氏」、すなわち室町期の安芸国分郡・若狭国守護家であつたとする見解については、未だ研究が進展していないのが実情である<sup>(6)</sup>。

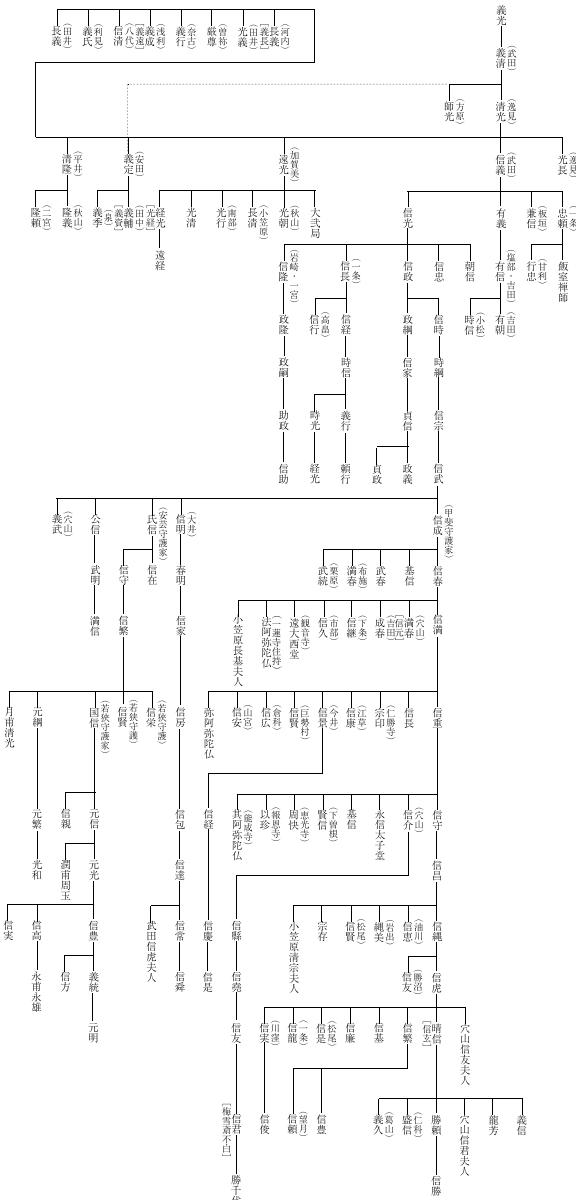
そこで本稿では、氏信末裔を「安芸武田家」、また信成末裔を「甲斐武田家」と改めて定義し、十四世紀後半におけるこの両家の関係について、系図および叙任した官職、当該時期における行動の視点から考察することをとおして、南北朝期の武家社会における家の成立過程について探ることとする。

## 一 安芸・甲斐武田家の由緒

考察のはじめに、まず安芸・甲斐両国の武田家の家系について確認しておく。安芸武田家は、信武の子氏信から信在・信守兄弟と信繁を経て、信繁の子信宗が永享十二年（一四四〇）の大和永享の乱の恩賞として將軍足利義教より

若狭国守護職を獲得し、その後、信宗弟の信賢・国信兄弟が安芸分郡守護とともに若狭国守護職を継承して戦国期に至った。一方、甲斐武田家は、信武の子信成から信春——信満へと継承されたが、応永二十四年（一四一七）の上杉禪秀の乱に際して信満が鎌倉公方足利持氏の追及を受け自害した後、弟信元を経て、信満の子信重が永享十年（一四三八）に室町幕府の支援を受け帰国するまで混乱期に入つた。その後、信守——信昌と続き戦国期に至つた（図1参

図1 武田家系図



照)。

こうした家系や家の由緒を探る上で重要な史料となり得るのは系図であるが、編纂された二次史料である系図には、作成者や伝来する家の事情を反映して意図的な改竄や誤謬が加えられたケースもあり、それをもとに考察することは慎重な対応が求められている。この一方、記載内容や様式、または筆跡や料紙の種類の分析をとおして、当該の系図がどのような意図を反映して編纂されたのかを探ることは、対象となる家の自らの家系に対する意識を探る上で有効なのは言うまでもあるまい。そこで本章では、中世に成立したと考えられる複数の代表的な武田家の系図の考察結果を踏まえて、その家意識について考えたい。

まず、取り上げるのは、南北朝期の十四世紀後半に洞院公定によって編纂が始められたという『尊卑分脈』所収の武田家系図である<sup>(7)</sup>。本系図に信武の子として記載されているのは、氏信と直信の二名のみである一方、甲斐国守護職を継承した信成、大井莊（山梨県南アルプス市）を本拠とした信明（大井家）、穴山郷（同韭崎市）を本拠とした義武（穴山家）という、甲斐国に在国した信武末裔に関する記載事項を確認できない。すなわち、『尊卑分脈』所収の武田家系図は、安芸国守護職を継承した氏信の系統に限り記載され、氏信の周辺から『尊卑分脈』の編纂者である洞院家に提出されたものと推測される。

この一方、寛永九年（一六三二）から同二十年（一六四三）までの間に武田信玄の甥信俊に始まる江戸幕府の旗本川窪家の周辺で編纂されたと考えられる「武田源氏一統系図」<sup>(8)</sup>のうち、信満（応永二十四年「一四一七」没）以前の武田家歴代の脚注には、十五世紀前半、武田信春の子である一蓮寺（同甲府市）七代住持の法阿（文安五年「一四四八」没）が「一蓮寺過去帳」（僧帳）に記載した武田家歴代に関する事項と、表記が一致する箇所があること、また武田家惣領に相伝されたと「射札」と呼ばれる武家故実と「楯無鎧」について、信長——信経——時信——義行という武田一条家に相伝した後、信武以降に甲斐武田家に相伝したと記載されていることから、「武田源氏一統系図」の信満以前の記載内容は、十五世紀前半までに武田一条家の系図を引き継ぎ、甲斐武田家の系図として成立したと考えられる<sup>(9)</sup>。

また、十五世紀末の武田信繩に至る甲斐武田家の系図に同家の庶流である穴山家・今井家の系図を追加して、天正十年（一五八二）から同十五年までの間に穴山信君の周辺で成立したと考えられる円光院武田系図<sup>(10)</sup>には、鎌倉期の武田家歴代に続き甲斐武田家歴代や鎌倉期に分かれた逸見家、並びに室町期の庶流である穴山家・今井家の系図が記載されるとともに、清和天皇から源頼義——義家を経て鎌倉将軍家に至る系図や、義家の子義国から義康——義兼を経て義政に至る室町将軍足利家の系図、および尊氏の弟直義から基氏を経て政氏に至る鎌倉公方足利家の系図が記載されている。すなわち、「円光院武田系図」は、甲斐武田家と鎌倉幕府の源氏将軍、および室町将軍家・鎌倉公方家の関係を系図上で可視的に表現しており、甲斐武田家の武家社会における家格を示す役割を担つたと考えられる。

ところで、「武田源氏一統系図」において、南北朝期に甲斐国守護となつた甲斐武田家が、武田家の繼承を相伝したとする主張の根拠を示すために利用したのが、「射札」と「楯無鎧」の相伝であつた。このうち「楯無鎧」は、甲斐源氏・武田家の祖とされる平安期の源義光相伝の鎧とされ、菅田天神社（山梨県甲州市）が所蔵する国宝「小桜章威鎧 兜・大袖付」に該当すると考えられているが、実物の様式や形態を確認・実測した調査の結果、本鎧は平安期の兜の鉢や大袖の冠板等を使用して鎌倉後期に小札から成る本体が製作された後、南北朝期に花菱紋を象った紋鎧が取り付けられたことが指摘されている<sup>(11)</sup>。花菱紋は戦国期に武田家の家紋として確認できる家紋であり、南北朝期に本鎧が甲斐武田家に伝來したという系図の記載内容と一致する。

一方、十六世紀に安芸国嚴島神社大宮の神職であつた棚守房顕が記した『房顕覚書』天文十年（一五四一）条には、次のような記載がある。

### 【史料1】<sup>(12)</sup>

佐東金山和談ナサレ、内藤・齋藤ノ者共土ヤクラマテ追下シ五月十二日討果ス、新羅三郎ノ鎧武田家住物タリト云ヘ共、陶尾州ヨリ屋形へ被進レハ、五月十八日房顕ヲ被召テ、当社ヘ被成御寄進ル、小松殿鎧同前宝藏ニ在リ

史料1によると、天文十年（一五四二）五月十一日、周防国（山口県）を本拠とする戦国大名大内義隆が安芸武田家の本拠である金山城（広島市）に侵攻し、籠城していた武田家家臣の内藤・齊藤両家を殺害したという。この際、大内家家臣の「陶尾州」（陶隆房）より「屋形」（大内義隆）に「新羅三郎」すなわち源義光相伝の鎧が献上されたが、同年五月十八日に義隆が房頭を呼んで鎧を厳島神社に奉納した。そこで、厳島神社は本鎧を「小松殿」（平重盛）の鎧と同様に宝蔵に収納して保管したことである。なお、本鎧は厳島神社が所蔵する国宝「黒韋威胴丸」に該当する。

このように、安芸武田家にも武田家惣領としての象徴である源義光伝来とされる鎧が継承されており、それが厳島神社において桓武平氏と並ぶ清和源氏を象徴する鎧として認識されていたことがうかがわれる。

以上のことより、安芸武田家・甲斐武田家とともに、中世の段階で相互に独自の系図と惣領（家督）を象徴する鎧を相伝していたことを確認できる。したがって、安芸・甲斐両武田家は、南北朝期以降それぞれ由緒を継承した別個の家であると当時の社会において認識されていたと考えられる。それでは、武田家惣領の地位は、南北朝期以降どのように継承されたのであろうか。この課題について、章を改めて考察する。

## 一 武田家の惣領をめぐる課題

武田家惣領の地位については、冒頭で触れたように鎌倉期から南北朝期にかけて安芸武田家に継承されたことが、黒田によって指摘されている。すなわち、鎌倉前期に武田信光が任官した伊豆守の受領名の継承者が武田家の惣領と認識されており、安芸国守護家の信時・信宗・信武が伊豆守を称した一方、鎌倉期に甲斐国に拠点を置き、北条得宗家に接近した庶流である石和流武田家の信家も伊豆守となつており、石和流武田家が一時的に惣領の地位を安芸国守護家から奪取したが、南北朝期以降、改めて信武・氏信が伊豆守を称して武田家惣領の地位を継承し、また滅亡した石和流武田家に代わって信武・信成が甲斐国守護となつたことが通説となつてゐる。

このように、伊豆守の受領名の継承が武田家惣領の指標とされているが、先行研究では武田家歴代の官職を断片的に抽出した考察に留まつておらず、各人物の受領名を含めた官途および仮名等の呼称の変遷やその時期について、全体的に把握がなされていない。そこで本章では、南北朝期に活動した信武・氏信（安芸武田家）・信成・信春（甲斐武田家）の四名を対象にその官途の変遷を考察する。彼らの官途が把握できる文書を抽出し、この結果を年代順に整理した結果が表1である。

ここで、表1から判明する四名の官途の変遷について、各官途を確認できる年代の上限と下限を要約すると、次のようになる。

### ○信武

- ・建武二年（一三三五）十二月：建武三年（一三三六）十一月：兵庫助（案文の注記では建武五年「一三三八」二月までに二件の事例あり）
- ・建武四年（一三三七）六月：建武五年（一三三八）二月：甲斐守
- ・暦応四年（一三四一）三月：貞和元年（一三四五）八月：伊豆守（古記録の記載内容では觀応二年「一三五一」十  
一月に一件の事例あり）
- ・貞和元年（一三四五）八月：觀応二年（一三五一）二月：伊豆前司・前伊豆守
- ・觀応二年（一三五一）十月：延文二年（一三五七）二月：陸奥守
- ・貞治三年（一三六四）：武田入道

### ○氏信

- ・康永四年（一三四五）八月：觀応三年（一三五一）十二月：兵庫助
- ・文和元年（一三五二）十二月：延文四年（一三五九）十一月：伊豆守
- ・貞治三年（一三六四）七月：貞治六年（一三六七）一月：伊豆前司・前伊豆守
- ・貞治六年（一三六七）十月：十二月：沙弥・沙弥光誠

表1 南北朝期における武田家歴代の呼称一覧

名前	信武	氏信	信成	信春
建武2(1335)				
12.3	「武田甲斐守殿一見状」于時兵庫助殿」(『山』資五下2839「波多野景氏着到状写」)			
建武3(1336)				
3.-	「当国守護武田兵庫助」(『山』資五下2872「吉川実経代申状土代」)			
5.2	「武田兵庫助」(『山』資五下2856「高師直施行状案」)			
6.25	「属大将武田兵庫助信武御手」(梨外文2, 2930「逸見有朝軍忠状写」)			
8.14	「兵庫殿 承了」(『山』資五下2980「三戸頼顕軍忠状案」)			
9.29	「兵庫助(花押)」(『山』資五下2944「武田信武施行状」)			
9.-	「当国守護入武田兵庫助」(『山』資五下2880「吉川親経申状」)			
12.25	「兵庫助信武 在判」(『山』資五下2842「武田信武一見状写」)			
建武4(1337)				
4.13	「兵庫殿 承了」(『山』資五下2981「三戸頼顕軍忠状案」)			
6.27	「甲斐守」(『山』資五下2982「武田信武施行状案」)			
建武5(1338)				
2.23	「兵庫殿 承了」(『山』資五下2983「三戸頼顕軍忠状案」)			
2.23	「甲斐守」(『山』資五下2984「武田信武施行状案」)			

南北朝期 安芸・甲斐武田家の成立過程について（西川）

	2.24	「甲斐守」(『山』資五下 2985 「武田信武施行状案」)		
暦応2(1339)	6.-		「武田刑部大輔信成再寄進」(『山』資四16 「一蓮寺領目録」)	
暦応4(1341)	3.28	「武田伊豆守」(『山』資五下 2858 「室町幕府引付頭人奉書案」)		
	6.6	「所遣武田伊豆守信武也」(『山』資五下 2947 「足利直義軍勢催促状」)		
	8.17		「武田次郎信成寄進」(『山』資四16 「一蓮寺領目録」)	
	11.10	「伊豆守信武(花押)請文」(『山』資五下 2885 「武田信武請文」)		
康永4／貞和元(1345)	6.20	「武田伊豆守殿」(『山』資五下 2887 「高師直施行状案」)		
	8.29	「武田伊豆守」「武田伊豆前司」(『師守記』、『園太曆』)		
	8.29	「武田伊豆前司信武」(南・関東 1581 「山城国天龍寺供養日記」)	「武田兵庫助」(南・関東 1581 「山城国天龍寺供養日記」)	
	12.17	「武田伊豆前司信武」(南・関東 1605 「足利直義下知状」)		
貞和2(1346)				
	10.13	「武田惣領源信武寄進」(『山』資四16 「一蓮寺領目録」)		
貞和4(1348)	7.11		「甲斐国波賀利本庄分 四拾六貫四百八十七文 武田兵庫助請」(『山』資五上 1075 「高師直奉書写」)	
貞和6／觀応元(1350)				

7.17	「武田伊豆前司殿」 〔『山』資五下 2967 「高師泰書状写」〕			
11.30		「於安芸国寺原当 国守護武田兵庫助 去六月八日寄来之 間」〔『山』資五下 2891「吉川経盛申 状」〕		
觀応 2／正平 6 (1351)				
2.3	「前伊豆守(花 押)」〔『山』資五下 2892「武田信武軍 勢催促状」〕			
10.13		「武田兵庫助館」 〔『山』資五下 2954 「常陸親王令旨」〕		
10.26			「安芸守信成(花 押)」〔『山』資四 613 「武田信成卷数請 取状」〕	
10.-	「承候了 在判 武 田陸奥守」〔『山』 資五下 2968「金子 信泰軍忠状写」〕			
11.4	「武田伊豆守」〔園 太曆〕			
11.19			「安芸守(花押 影)」〔『山』資五下 2843「武田信成軍 勢催促状写」〕	
正平 7／觀応 3／文和元 (1352)				
閏 2.3			「安芸守 判」 〔『山』資四 551「武 田信成禁制写」〕	
7.10		「於芸州致忠之由 武田兵庫助氏信所 注申也」〔『山』資 五下 2909「足利義 詮感状」〕		
8.5	「陸奥守(花押 影)」〔『山』資五上 656「武田信武遵 行状写」〕			

南北朝期  
安芸・甲斐武田家の成立過程について  
(西川)

	10.2		「自去年九月可警 固橋田閥所之由、 安芸守殿依御催促、一族相共無闇 退令勤仕之処」 〔『山』資五下 2846 「波多野清秀申状 写」〕	
	11. -		「今月一日馳參寺 原御陣、即大將御 共仕、同八日夜押 寄坂向陣、追落武 田兵庫助氏信」 〔『山』資五下 2893 「吉川經兼軍忠状」〕	
	12.12		「武田兵庫助氏信 以下凶徒誅伐事、 馳越芸州、致軍忠 之条、殊以神妙也」 〔『山』資五下 2894 「足利直冬御教書」〕	
	12.22	「武田陸奥守所注 申也」(『山』資五 下 2970 「足利尊氏 カ感状写」)		
	12.27		「伊豆守（花押）」 (『山』資五下 2910· 2911·2955 「武田 氏信預ヶ状」)	
文和2（1353）				
	2.17	「武田陸奥守所注 申也」(南・閔東 2407 「武田氏信感 状」)		
	2.17	「武田陸奥守所注 申也」(南・閔東 2408·2409 「武田 氏信カ感状写」)		
文和4（1355）				
一一	2.25			「たけたの兵庫助 信春（花押）」 (『山』資五上 392 「島津忠兼等連署 一揆契諾状」)
	2.25			「修理亮信春（花 押）」(『山』資四 614 「武田信春寄進状」)
	12.17	「武田陸奥守信武 所注申也」(『山』 資五下 2972 「足利 義詮感状写」)		

文和 5 (1356)				
3.16		「伊豆守（花押）」 （『山』資五下 2912 「武田氏信預ヶ状」）		
延文 2 (1357)				
2.25	「陸奥守（花押）」 （『山』資四 615 「武田信武施行状」）			
正平 13／延文 3 (1358)				
-		「武田伊豆守信氏」 （『桜雲記』）		
延文 4 (1359)				
11.22		「伊豆守」（『山』資 五下 2863 「武田氏 信安堵状写」）		
貞治 3 (1364)				
5.13/5.14	「武田入道」（『師守 記』）			
7.1		「前伊豆守（花 押）」（『山』資五下 2916 「武田氏信預 ヶ状」、2917 同）		
10.23		「武田伊豆前司氏 信并春平等所注申 也」（『山』資五下 2942 「足利義詮感 状写」）		
貞治 4 (1365)				
閏 9.21				「修理亮信春（花 押）」（『山』資四 617 「武田信春寄進状」）
貞治 6 (1367)				
1.17		「前伊豆守 在判」 （『山』資五下 2973 「武田氏信力預ヶ 状写」）		
10.7		「沙弥」（『山』資五 下 2896 「武田光誠 安堵状」、2897 同）		
12.7		「沙弥光誠」（『山』 資五下 2898 「武田 光誠拳状」）		
応安 6 (1373)				
9.11				「伊豆守信春 在 判」（『山』資四 552 「武田信春禁制写」）
至徳 2 (1385)				

	3.25			「武田伊豆守殿」 〔『山』資五上 1220 「関東管領上杉憲方施行状」〕
その他				
	「照阿弥陀仏 清淨身院殿 陸奥守信武」〔『山』資六上 12 「一蓮寺過去帳」 康安2年 [1362] 7月晦日〕	「同安芸武田殿氏清」〔『山』資六上 13 「平塩寺過去帳」〕	「大檀那 武田形部太輔禪門 号雪窓法光」〔『山』資六上 2 「塩山向嶽禪庵小年代記」 康暦2年 [1380] 正月念日条〕	「護國院殿」〔『山』資六上 2 「塩山向嶽禪庵小年代記」 応永20年 [1413] 10月23日条〕
	「清淨心院殿信武」〔『山』資六上 13 「平塩寺過去帳」〕	「伊豆守氏清」〔『山』資六上 15 「円光院武田系図」〕	「弥阿弥陀仏 繼統院殿雪窓信成当国守護」〔『山』資六上 12 「一蓮寺過去帳」 明徳5年 [1394] 6月13日〕	「寿阿弥陀仏 長福寺殿 甲斐守信春 当国守護、護國院殿華峯玄清寿阿弥陀仏 武田陸奥守 当寺七世之慈父也」〔『山』資六上 12 「一蓮寺過去帳」 応永20年 [1413] 10月23日〕
	「彦六信武 清淨心院殿」〔『山』資六上 15 「円光院武田系図」〕	「氏清 伊豆守」〔『山』資六上 16 「成就院武田系図」〕	「同繼統院殿信成」〔『山』資六上 13 「平塩寺過去帳」〕	「同護國院花峰」〔『山』資六上 13 「平塩寺過去帳」〕
	「信武 甲斐守 清淨心院殿」〔『山』資六上 16 「成就院武田系図」〕		「刑部太輔 信成雪窓 繼統院殿」〔『山』資六上 15 「円光院武田系図」〕	「奥州信春 花峯護國院殿」〔『山』資六上 15 「円光院武田系図」〕
			「刑部太輔 信成雪窓 繼統殿」〔『山』資六上 16 「成就院武田系図」〕	「奥州守信春 護國院殿」〔『山』資六上 16 「成就院武田系図」〕
				「陸奥守信春ヲハ 大奥別卜申、何事ヲモ事ノ手本ニ今迄ノ甲斐ノ国ニテ 申也、入道シテ花峯卜申、護國院殿トハ此御事ナリ」〔『山』資六下 181 「武田源氏一統系図」〕

『山』資四：『山梨県史』資料編四中世一県内文書（山梨県、1999年）

『山』資五上：『山梨県史』資料編五中世二上県外文書（山梨県、2005年）

『山』資五下：『山梨県史』資料編五中世二下県外文書（山梨県、2005年）

『山』資六上：『山梨県史』資料編六中世三上県内記録（山梨県、2001年）

『山』資六下：『山梨県史』資料編六中世三下県外記録（山梨県、2002年）

南・関東：『南北朝遺文』関東編第3巻・第4巻（東京堂出版、2009年・2010年）

## ○信成

- ・暦応二年（一三三九）六月：刑部大輔
- ・暦応四年（一三四二）八月：武田次郎
- ・觀応二年（一三五二）十月：觀応三年（一三五二）十月：安芸守
- 信春

・文和四年（一二五五）二月：兵庫助

・貞治四年（一二六五）閏九月：修理亮（年記に疑義のある文書では文和四年「一二五五」二月）

・応安六年（一三七三）九月：至徳二年（一三八五）三月：伊豆守

以上の結果、信武が称した兵庫助および伊豆守は、いずれも信武→氏信→信春と継承されたことを確認できる。なお、陸奥守は信武の後、子の信明が就任した後に信春へと継承され、また安芸守は信成と孫の信満（信春の子）が称している。いずれにしても、兵庫助・伊豆守の官途が南北朝期に安芸武田家に独占されていたのではなく、甲斐武田家の信春に継承されたことは、先行研究において触れられておらず、武田家物語の継承を考察する上で注目されよう。

ここで、改めて信春の官途を確認できる各文書をとおして、信春の地位や活動について見てみよう。

【史料2】<sup>(13)</sup>

## 一揆条々事

- 一、此人数いさゝかも相互に異儀を存、各別の所存候ハヽ、面々けうくんをくわふへし、若猶もちゐ候はすハ、此一揆をはなつへき事、
- 一、此人数の中に馬にもはなれ、一騎もとゝまり候ハヽ、ともにみはなつへからざる事、
- 一、此人数ハ大少事、いかなる事も候へ、あいたかいに各々身同事に存候て、就内外みはなつ事あるへからざる事、

右、件意趣者、此三ヶ条若令違犯者、日本國中大小仏神、別者 八幡大菩薩・天満天神の御罰を、此連判の人  
数罷蒙候へく候、仍起請文之狀如件、

文和四年二月廿五日

かすやの越前 了義（花押）

はん四郎 助長（花押）

ふくのへ 氏重（花押）  
むらかみかうち 貞頼（花押）  
しまつ 忠兼（花押）

たけたの兵庫助 信春（花押）

（省略） 松浦十郎左衛門尉 源持（花押）

（以下省略）

史料2は、文和四年（一三五五）二月十五日、將軍足利尊氏の近習であつた島津忠兼ほか五十三名の武士が連署して結束を誓約した一揆契約である。すなわち、一揆の方針への服従と違反者の一揆からの追放、および戦場・平時ににおける相互扶助を宣言しているが、この衆中の中に「たけたの兵庫助 信春」とあり、信春が祖父信武・叔父氏信によって用いられた兵庫助を称していたことを確認できる。また、信春は將軍足利尊氏の近習としてその側近に仕えていたことが判明する。

ところが、史料2と同年月日の文和四年（一三五五）二月二十五日付で、信春は甲斐国の大善寺（甲州市）に対して、國中に「御敵等」が乱入したため信春が柏尾山に布陣した際、「凶徒等」を退治するための「將軍家御祈祷」を大善寺が実施したことの返札として、当國（甲斐国）の闕所地一か所を寄進することを約束している<sup>(14)</sup>。この文書には「修理亮信春」と署名されており、史料2で信春が「兵庫助」を称していたことと整合しない。

しかしながら、當時信春は甲斐国に在国しておらず、既に上洛していた<sup>(15)</sup>。また、この寄進状を当時の正文とする見解には疑問も示されている<sup>(16)</sup>。一方、信春が「修理亮」を称した事例として、次の史料3があげられる。

【史料3】<sup>(17)</sup>

奉寄進柏尾山大善寺々領事

右当国菱山内丸山村、所奉寄進也、仍寄進之狀如件、

貞治四年閏九月廿一日

修理亮信春（花押）

史料3によると、貞治四年（一三六五）閏九月二十一日、「修理亮」信春が大善寺の寺領として甲斐国菱山内丸山村（甲州市）を寄進している。本史料は、文和四年（一三五五）二月二十五日付の「武田信春寄進状」と同じく大善寺への寺領寄進に関する内容であり、また「修理亮」の官途名が一致している。文和四年の寄進状では、寄進された寺領を特定していないことから判断すると、本史料において信春が大善寺に寺領を寄進した由緒を説明するために、本史料の作成に合わせて文和四年の朱印状が年記を遡らせて作成されたのではないだろうか。

その後、信春は伊豆守の官途名を称するが、その事例として史料4および史料5をあげる。

【史料4】<sup>(18)</sup>

禁制 甲斐国等々力郷内

万福寺

右於當寺領者、將軍家御祈禱也、軍勢并甲乙人等不可有亂妨狼藉、若致違犯者、可被処罪科之狀如件、  
応安六年九月十一日 伊豆守信春在判

【史料5】<sup>(19)</sup>

甲斐国棟別錢壹疋事、所被寄円覺寺造營要脚也、早守御寄進狀之旨、嚴密可被致其沙汰之狀、依仰執達如件、

至徳二年三月廿五日 沙弥（花押）

武田伊豆守殿

史料4は、応安六年（一三七三）九月十一日に、信春が足利将軍家の祈祷所である甲斐国万福寺領における乱妨狼藉を禁じた禁制である。一方、史料5は、至徳二年（一三八五）三月二十五日に、鎌倉円覚寺の造営費用として甲斐国に賦課された棟別錢一疋を充てる旨の鎌倉公方による「御寄進状」を踏まえ、信春にその執行を指示した関東管領上杉憲方の施行状である。寺社領の保護や棟別錢の賦課、鎌倉府からの指示の遵行という内容は、いずれも守護職の職務に関わるものであり、伊豆守を称した信春は甲斐国守護の役割を果たしていたことを確認できる。

このように、信春は足利尊氏の側近から甲斐国守護となり、伊豆守の官途名を継承したのであるが、伊豆守の継承者が武田家惣領の地位を占めるという前提に立つと、この事例からは、安芸武田家が南北朝期に武田家惣領の地位を独占していなかったことを確認できる。

この件については、惣領の機能の一つである先祖供養の視点からも考察してみよう。武田信武の菩提を弔う供養に関わる内容が記された史料6を見ていきたい。

### 【史料6】<sup>(20)</sup>

嵯峨清淨心院敷地、武田奥州道光、相副亡父雪溪相伝証文等、寄附老拙之間、領掌無相違之地也、然又相副彼文書等十余通、奉譲与絶海和尚、早有興行、且為故雪溪塔頭所、可奉訪後菩提給者也、仍永代譲与之状如件、

嘉慶二年戊申初夏五日

鹿王比丘妙葩

印文「春屋」

史料6は、室町幕府の僧録を務め、相国寺住持等に就任した春屋妙葩が絶海中津に送った譲状である。本史料によ

南北朝期 安芸・甲斐武田家の成立過程について（西川）

ると、嘉慶二年（一三八八）四月五日、妙葩が「武田奥州道光」より「亡父雪渓相伝証文等」とともに寄進された嵯峨清淨心院の敷地を、文書とともに中津に譲与し、「故雪渓塔頭所」として菩提を弔うよう指示している。

ここに記された「清淨心院」および「故雪渓塔頭所」は、「清淨心院殿雪渓」が武田信武の法号であるため、信武の菩提寺を指すことは間違いない。また「武田奥州道光」の「亡父雪渓」が信武であることから、この「武田奥州道光」は信武の子のうち「陸奥守」に任官したことを確認できる武田（大井）信明に該当する。

すなわち、本史料において信明が信武の菩提寺を妙葩に寄進していることから、当時信明が信武の菩提寺を掌握し、その供養を行う立場を担っていたことがわかる。このことからも、同時期に武田氏信の子孫である安芸武田家が、先祖である信武の菩提寺を掌握しておらず、同家が武田家惣領としての役割を一貫して担っていなかつたことがうかがわれる。

なお、信明は貞治三年（一三六四）五月十二日に前職の彈正少弼から従四位上陸奥守に叙任されたが、この際に彼の従四位下叙位の時期が不分明なまま宣旨が発給された。この件について、少外記・記録所寄人の中原師守が「件信明従下敍日不分明之處、口宣載従四位上之由、迷惑無極者也」との批判を示すとともに、兄で大外記の中原師茂も同年五月二十三日付で「自敍爵至従四下敍日、當局不存知 内記不注送之、従四位上事無子細之由、頭宮内卿申局務」と記した請文を作成しており、大外記を世襲した局務家が本件を異例の事態であると認識し、叙任手続きの判断を蔵人頭・宮内卿の平信兼の指示に寄せている<sup>(21)</sup>。

こうした信明の従四位上陸奥守叙任は、前任者の高師有没後の対応とされているが<sup>(22)</sup>、前年の康安二年（一三六二）七月晦日に死去した父信武の官途名を信明が継承したとも考えられよう<sup>(23)</sup>。また、「師守記」貞治三年（一三六四）四月十七日条によると、「去年」足利義詮が大納言に任官した際、武藏守兼帶の是非が問題視され、中原師茂が師守の意向を確認しており、武家による官位叙任への対応が北朝の朝廷内で注目された時期であつた<sup>(24)</sup>。信明の従四位上陸奥守叙任は、北朝内の異論を抑え将軍権力や幕府の意向が反映された結果として実現したことが推測される。

いすれにしろ、甲斐武田家の信春が伊豆守の受領名を称したこと、また甲斐国大井莊を拠点とした信明が信武の菩提寺を掌握し、その供養を行う立場にあつたとともに、信武の最終的な官途である陸奥守を継承したことに注目すると、十四世紀末の武田家惣領の地位は、安芸武田家を含めて特定の家に固定しておらず、事实上、分散化・相対化していたと考えられる。このように武田家の惣領制に変化が生じた原因は何に求められるのか。この課題については、章を改めて南北朝期における武田家の政治的・軍事的な活動の状況を通して考察する。

### 三 武田信武一族の行動の変遷

鎌倉幕府の滅亡後に成立した建武政権が、建武二年（一三三五）七月に発生した中先代の乱に際して鎌倉を拠点に自立を図った足利尊氏・直義兄弟との抗争勃発を契機に、崩壊の過程をたどつたことは周知のとおりである。この間、安芸国を拠点とした武田信武は、尊氏追討を後醍醐天皇から命じられた新田義貞の軍勢を尊氏・直義兄弟が擊破した箱根竹之下合戦（神奈川県・静岡県）最中の建武二年（一三三五）十二月二・五・七日付で、新田義貞誅伐を名目に参陣した安芸国の武士逸見有朝・周防（吉川）親家・吉川師平の着到状に証判をし、尊氏・直義方に与して建武政権に反旗を翻した<sup>25</sup>。そして十二月五日から二十六日にかけて熊谷蓮寛の安芸国矢野城（広島市）を攻撃した後、上洛し翌建武三年（一三三六）正月にかけて供御瀬・法勝寺合戦への参陣や八幡山の防衛にあたつた<sup>26</sup>。

その後も信武は、同年六月から七月にかけて攝津・山城国内<sup>27</sup>、また建武五年（一三三八）二月から五月にかけて伊勢・和泉国内<sup>28</sup>、同年五月から七月にかけて和泉・山城国内<sup>29</sup>における合戦の軍忠状に証判しており、一貫して畿内周辺において活動している。

こうした状況において、暦応四年（一三四四）六月六日、信武は足利直義より「石見国凶徒退治」を指示されたが<sup>30</sup>、新田義氏を中心とする「凶徒等」を退治のため石見国に出陣の際、「去年」（暦応四年）七月十日に大朝新莊（広島県）に参陣したこと等を記載した康永元年（一三四四）六月二十三日付「吉川辰熊丸（実経）代須藤景成軍忠

状」<sup>(31)</sup>には、信武の子氏信が証判しており、実際には氏信によつてこの軍事行動が実施された。

このように、一三四一年から一三五〇年までの間、畿内周辺の合戦では信武、また安芸国周辺の合戦では氏信が、彼らの指揮下に属した武士たちより提出された軍忠状にそれぞれ証判しており、両者の間で分担していたことが判明する<sup>(32)</sup>。

また、氏信は当該時期に甲斐国における所領の領有にも関与していた。貞和四年（一三四八）七月十一日、足利尊氏の執事高師直が、「御譲位」（光明天皇の譲位）にともなう「女房裝束料」七十三貫九百八十七文の負担について、「甲斐国波賀利本庄分」を四十六貫四百八十七文と定め「武田兵庫助」の請負、また「同国波賀利新庄分」のうち「久保田三十五町八段分」および「鶴牧田二十一町五段分」を二十七貫五百文と定め「島津大夫判官」（島津師久）の請負とし、九月十日以前に運上するよう指示した<sup>(33)</sup>。先述のとおり、同時期に「兵庫助」を称しているのは氏信であり、当時氏信がこの所領を領有していたことを確認できる。

なお、「吾妻鏡」建保元年（一二二三）五月七日条には、同年五月二日・三日における和田合戦の勲功の賞として「甲斐国波加利本庄 武田冠者 同新庄 嶋津左衛門尉」との記載があり<sup>(34)</sup>、和田義盛に与同した古郡家の旧領である波加利本莊・同新莊が武田信光と島津忠久にそれぞれ恩賞として与えられた。すなわち波加（賀）利本莊・新莊は、十三世紀前半から十四世紀半ばに至るまで武田・島津両家の所領として維持されており、貞和四年（一三四八）の段階で氏信が信光以来の所領を領有していたことから判断すると、氏信が武田家惣領の繼承者として当時認識されていたと判断される。

ここで改めて表一を見ると、当該時期の信武は、康永四年（一三四五）八月から觀応二年（一三五一）十月に陸奥守を称するまでの間、「伊豆前司」「前伊豆守」を称しており、官職に補任された形跡がない。この間も信武は着到状・軍忠状への証判を行っているが<sup>(35)</sup>、恐らく康永四年八月頃、武田家物領を専ら安芸国に在国した氏信に譲つたのではなかろうか。

この一方、信武一族による甲斐国への本格的な進出は、觀応の擾乱を契機としたことが、先行研究により指摘され

ている<sup>(36)</sup>。しかしながら、その状況については概説的な言及に留まつており、本稿が主眼を置く家の存立という視点からは十分に解明されていない。そこで改めて、観応の擾乱に際しての信武一族の行動を検証したい。

観応二年（一三五一）十一月四日、信武は足利直義追討のため足利尊氏に従つて関東に出陣した<sup>(37)</sup>。この際、観応二年（一三五一）十一月十九日に信武の子信成は、伊勢国真弓御厨地頭である波多野景氏の一族清秀に対し、「将军家」（足利尊氏）の関東下向に際し翌二十日に迎えのため発向するので、庶子等を集め参陣するよう指示しており<sup>(38)</sup>、尊氏・信武の関東出陣に先立つて、東国で活動していたと推測される<sup>(39)</sup>。

実際に、波多野清秀は「御敵」が甲斐国に侵攻するとの情報を受け、同年（正平六年・一三五一）九月二十七日より十一月十五日まで甲斐・駿河国境付近と推測される「橋田山関所」を警固し、さらに十二月十一日には富士川河原および蒲原（静岡県）における合戦に参陣した<sup>(40)</sup>。翌観応三年（一三五二）十月二日付で作成された清秀の軍忠状<sup>(41)</sup>には、「自去年九月可警固橋田関所之田、安芸守殿依御催促、一族相共無闇退令勤仕之処、去三月重被仰下候之間、于今無緩怠令勤仕候」と記されていることから、こうした清秀の行動は、尊氏の関東出陣と連動して「安芸守殿」すなわち信成の指示で甲斐国を拠点に行われたと考えられる。

また、信成は観応二年（一三五一）十月二十六日に甲斐国の柏尾山（大善寺）衆徒より巻数を請け取り、同山による「御祈祷」を貰うとともに<sup>(42)</sup>、正平七年（一三五二）閏二月三日には、甲斐国等々力郷の万福寺が「将軍家御祈祷所」であることにより、軍勢や甲乙人等による寺領への乱妨狼藉を禁じる禁制を発給している<sup>(43)</sup>。

これら信成が甲斐国内の寺院に対して行つた祈祷や禁制の発給は、観応二年（一三五一）十一月に始まり文和二年（一三五三）八月に終わる尊氏の関東出陣に合わせて実施されたものであり、同時期における信成の指示を受けた波多野清秀の軍事行動を鑑みても、信成自身が観応二年（一三五一）九月頃より、尊氏・信武の関東出陣に先立つて甲斐国内で活動していたことは確実である。信成は、暦応二年（一三三九）六月に一条郷（甲府市周辺）のうち「壱町三段 佐分弥四郎人道觀阿寄進」の所領を、また同四年（一三四二）八月十七日に同郷のうち「石坪井尻女子跡武町斎藤彦三郎之継沽却」の所領を、それぞれ一蓮寺（甲府市）に寄進しており<sup>(44)</sup>、観応の擾乱以前から甲斐国に所領

を有していたことが、信成の軍事行動の前提となつていたのではなかろうか。

その後、正平七年（一二五二）三月、信武・信成父子は武藏国人見原（埼玉県）等における合戦の軍忠状に別途証判しているが<sup>(45)</sup>、以上のような信成の行動は、史料上では父信武の指示を受けておらず、信成は独自に尊氏の下に属していたと推測される。一方、同時期に発給された、信武による甲斐国支配に関わる文書が、次の史料7および史料8である。

### 【史料7】<sup>(46)</sup>

羽仁弥八信家中、甲斐国稻山保内平井孫三郎<sub>事</sub>、任去六月廿日御<sub>下文</sub>□・同七月廿三日御<sub>教書力</sub>□番之旨、沙汰付<sub>下地</sub>□於信家、可執進請取之状如件、

觀応三年八月五日

陸奥守（花押影）

武田弾正少弼殿

### 【史料8】<sup>(47)</sup>

羽仁八郎左衛門尉信家中、甲斐国<sub>稲</sub>山保内平井<sub>孫</sub>弥三郎<sub>跡</sub><sub>事</sub>、重訴状具書如此、市河弥平次・平井<sub>野力</sub>弥三郎等立帰、遵行之地致押領云々、太不可<sub>然</sub>□、所詮莅彼所、不日沙汰付下地於信家、可取進請取状、使節緩急可有其咎之状如件、

文和三年四月三日

（花押影）

守護代

史料7によると、觀応三年（一二五二）八月五日、武田信武（陸奥守）が六月二十日付で発給された足利尊氏の「御下文」および七月二十三日付で発給された尊氏の御教書に従い、羽仁信家による甲斐国稻山保のうち平井孫三郎<sub>跡</sub>の

支配が実現するよう、「武田彈正少弼」に指示している。また、文和三年（一二五四）四月三日に信武が守護代に宛てて発給した史料8によると、この所領は平井孫三郎の縁者と思われる平野弥三郎・市河弥平次らによつて再度押領されたため、改めて信武は信家による支配の実現を命じている。

両史料のとおり、武士たちへの所領安堵や裁定に関する幕府（將軍）の裁決を踏まえて、その実現を分国に指示する遵行を信武が行つてゐることから、觀応三年（一二五二）八月の時点で信武が甲斐国守護に補任されていたことは確実であるが<sup>(48)</sup>、このうち史料7の宛所である「武田彈正少弼」は信武の子信明に該当する。この二年後に同内容の指示を伝える史料8が信武から守護代宛に発給されたことから判断すると、觀応三年（一二五二）八月当時、信明が事実上、守護遵行を担う甲斐国守護代の役割を担つていたと考えられる。<sup>(49)</sup>

ここまで信成・信明の行動を確認したが、他の信武子息について触れると、正平七年（一二五二）正月八日付で金子信泰が作成した軍忠状<sup>(50)</sup>には、「去年觀応二十一月、將軍家関東御下向之間、屬御手、自京都御共仕、致海道宿直、令警固駿州大坂・内房・北松野以下所々要害、同十二月十一日、於富士河原并蒲原河原致合戰忠節時、大刀打仕訖、此等次第、薩摩守殿・同信濃守殿所有御見知也」と記されており、奥書には信武による証判がされている。すなわち、觀応二年（一二五二）十一月の「將軍家」（足利尊氏）による関東出陣に参陣した金子信泰は、駿河国大坂・内房・北松野の警固や前年十二月十一日の富士河原・蒲原河原合戦に参陣しているが、この間の軍功の証人として「薩摩守殿」（武田公信）および「同信濃守殿」（武田「穴山」義武）の名があげられており、公信・義武の二人も父信武とともに尊氏に従い富士河原・蒲原河原合戦に臨んだと考えられる。

その後、文和二年（一二五三）十一月四日付で足利義詮が信泰に宛てた感状<sup>(51)</sup>によると、義詮は信泰に対して「今度自関東令同道武田薩摩守馳參之条、尤神妙」と賞しており、信泰は引き続き公信とともに行動し、文和二年十一月には関東より上洛した。これと同時期に作成された波多野信氏の軍忠状が次の史料9である。

甲斐国波多野又次郎清秀代同孫四郎信氏申軍忠事

右、為属当御手、去八月四日立甲州、同十六日参洛訖、同九月六日京御所垂井御下向之間令供奉、又自垂井御上洛之御供仕、同廿一日入洛、于今当参仕之上者、賜御判、為備後証、恐々言上如件、

文和二年十月卅日

承了（花押影）  
（武田信春）

史料9によると、文和二年（一三五三）八月四日、甲斐国の波多野又次郎清秀の代理である同孫四郎信氏が、「当手」（足利尊氏）に属して甲斐国より上洛し、同十六日には京都に到着した。また、同年九月六日に信氏は、南朝勢力によって京都を追われた「京御所」（足利義詮）の美濃国垂井（岐阜県）下向に供奉したが、その後、義詮上洛に同行して同月二十一日に入洛したという。

本史料から、信成に属した波多野清秀が本領の伊勢国から甲斐国に拠点を移していたことを確認できるが、その代理である信氏の軍忠状に武田信春が証判をしていることから、恐らく甲斐国に留まつた信成に代わり、子の信春が信成指揮下の軍勢を率いて上洛したと推測される<sup>(53)</sup>。

史料2のとおり、祖父信武の当初の官途名である兵庫助を称した信春は、文和四年（一三五五）二月十五日に尊氏の近習に列しており、史料3に掲出した貞治四年（一三六五）閏九月二十一日ににおける大善寺への寺領寄進に至るまで、甲斐国に關わる活動を確認できない。この間、父信成の甲斐国守護在職を示す明確な史料を確認し得ないが<sup>(54)</sup>、信春が尊氏の近習として活動し、信成の官途である刑部大輔・安芸守ではなく、信武の官途である兵庫助・伊豆守を称したことから判断すると、康安二年（一三六二）七月晦日に死去した信武の跡職として、信春が甲斐国守護を継承したのではなかろうか。そして、信春が武田家惣領の地位を表すとされる伊豆守の受領名を称したことは、足利将軍家側近としての信春の立場に拠る措置であつたと推測されよう。

先述のとおり、觀応の擾乱以前の貞和四年（一三四八）の段階では、氏信が信光由来の甲斐国内の所領を領有し、武田家惣領の繼承者として認識されたと考えられる。しかしながら、觀応の擾乱の最中である觀応二年（一二五二）頃、信武が甲斐国守護に補任されて以降、氏信末裔の安芸武田家による甲斐国支配への関与をうかがわせる史料を確認できない。この一方、貞治四年（一二六五）頃に、信武の跡職は尊氏近習出身の信春に伊豆守の受領名とともに継承された。

当時の関東では、貞治二年（一二六三）七月に上杉憲顕が関東管領に就任し、足利尊氏が構築したいわゆる「薩埵山体制」に替わり、滅亡した直義の影響を受けついだ鎌倉府の新体制が、東国武士の支持を踏まえて室町幕府から一定度の自律を保ち成立したことが指摘されている<sup>55)</sup>。尊氏の近習出身という経歴を持った信春の甲斐国守護繼承は、このような関東の政治状況に対応し、鎌倉府の牽制を目的としたものと推測される<sup>56)</sup>。信武・氏信による畿内・安芸国の二極的な活動 氏信による物領の繼承 そして信武の甲斐国守護補任を経て、まさにこの時期に、安芸・甲斐武田家が信武を共通の祖としつつ、それぞれ独自の由緒を有する家として成立したのではなかろうか。

以上のことより、本章では信武一族による甲斐国支配と甲斐武田家成立の過程を中心に考察したが、甲斐国を拠点とする信武一族は、その後東国の大名社会の中にネットワークを構築した。京都の六波羅蜜寺が所蔵する文書中、貞治四年（一二六五）十月八日の年記がある「関東御所近習連署奉加状」と題された史料には、「関東御所」すなわち鎌倉公方足利基氏の近習二十七名による連署とともに、それぞれ馬一疋ずつを奉納したことが合点を付して記載されている<sup>57)</sup>。翌貞治五年（一二六六）正月十六日から六月四日にかけて、本間光忠・藤原某・結城直光・小田孝朝・上杉能憲・佐竹義香・小野崎泰通・大和守資世が馬一疋を「六波羅蜜寺造営」のため奉加していることから判断すると<sup>58)</sup>、本史料も同寺造営に際しての奉加と判断される。

本史料に連署している基氏近習二十七名は、小田知夏を筆頭に中沢家宗・梶原景良・上杉朝房・木戸貞範・上杉朝憲・里見師義・三戸師景・海老名季明・彦部師朝・大平法禪・三浦貞久・二階堂行詮・南重祐・大高重政・大平惟世ほかの名が見え、小田・海老名・里見・三浦など関東の国人出身のほか、上杉・南・大高のような足利家親族・譜代

出身、二階堂のような幕府吏僚出身の武家から構成されている。この中に「馬一疋 信濃守義武（花押）」とあり、基氏近習の一員として、信武の子武田（穴山）義武が活動していたことを確認できる。この義武の地位は甥の信春とは異なるものか、もしくは在国した信春に代わり義武が同族として在倉したのかは定かではないが、いずれにしても義武が鎌倉公方と甲斐国との信武一族とを結び付ける役割を果たしたのであろう。

また、「武田源氏一統系図」の裏書に記載されている「古時覚書之写 甲斐国住根本之事」と題された由緒書は、応永二十三年（一四一六）十月に勃発した上杉禪秀の乱に際して、翌二十四年（一四一七）に信春の子信満が自害した後の甲斐武田家の状況について、信満の子信長に関わる内容を中心に記載されており、信長の孫道存によつて記述されたという。この内容を抜粋したのが史料10である。

### 【史料10】(59)

一、其頃穴山ニ武田信濃守信基ト申仁アリ、武田三郎・八郎信長ノ為ニ伯父也、安芸守生害ノ時、他人ナラス事ナレハ、高野ヘ上リ給フ、其時ノ將軍鎌倉ハイマタ持氏長春院殿、京人官領ハ義持勝定院殿ト申、然ルニ勝定院殿頻ニ逸見ニ甲斐国ヲ下サル、事勿体ナキ由、鎌倉工御申候間、持氏、海老名三河守ヲ御使トシテ逸見忠節ノ由、御申上ラル、所ニ、勝定院仰テ、武田安芸守ハ御敵ノ事御退治余義ナシ、武田ハ代々國ノ主也、殊ニ安芸守父陸奥守信成〔泰〕忠節ノ人也、タヤサレヘキニ非ス、（中略）京都ノ仰ニ任セ、信濃守信基ヲ召出ラレ、父ノ陸奥守信成ノ跡ニ定メラレ、惣領職仰付ラル、甲斐国ヲ召カヘサレテ、信濃守信基ニ被仰付ラル、也、逸見ニ下サル、ヲ召返ス也、

一、彼陸奥守信春ヲハ大奥別ト申、何事ヲモ事ノ手本ニ今迄ノ甲斐ノ國ニテ申也、入道シテ花峯ト申、護國院殿トハ此御事ナリ、成田ノ三郎殿ニモ右馬助信長ニモ祖父ニテ御入候、彼護國院殿御存命ノ時ヨリ、信濃守信元ヲ名代ト思召ス、既ニ嫡子安芸守殿ハ男子モ十人ニ及ヒ、刺禪秀官領長井大膳大夫殿ヲ始トシテ婿タチ數多、孫婿ニハ岩松殿・千葉介以下アリ、肩ヲナラフル人モ希ナレハ、信濃守フセウニテ渡タラセ給フ処ニ、加様ノ

世上ニ成り、トヒノ上意調ヒ、宣旨迄成下サレ候、持氏ノ上意ヨノツネナラス御賞観候、然ル間、京都へ御申有、又京都内裏へ御申、上卿日野大納言・花山院大納言御申ニテ信濃守ヲ修理太夫ニナサレ、頓テ又陸奥守トナサレ候、是ハ又護国院殿の 紿フ受領也、ケヤウノ御書ヲハ口宣ト申テ、薄墨ノ紙ニアソハサル、ナリ、

史料10によると、武田信満の跡職に關する「勝定院」（將軍足利義持）の発言として「武田安芸守（信満）ハ御敵ノ事御退治余義ナシ、武田ハ代々國ノ主也、殊ニ安芸守父陸奥守信<sup>恭</sup>成忠節ノ人也、タヤサレヘキニ非ス」とあるほか、「彼陸奥守信春ヲハ大奥別ト申、何事ヲモ事ノ手本ニ今迄ノ甲斐ノ國ニテ申也、入道シテ花峯ト申、護国院殿トハ此御事ナリ」と記載されており、信春が甲斐武田家の基盤を形成したことが重視されている。ここでは信春を「忠節ノ人」と表しているが、この表現は、先述したように信春が足利尊氏の近習として活動したことを指しているのである。

そして、本史料には「既ニ嫡子安芸守殿ハ男子モ十人ニ及ヒ、剩禪秀官領長井大膳太夫殿ヲ始トシテ婿タチ數多、孫婿ニハ岩松殿・千葉介以下アリ、肩ヲナラフル人モ希ナレハ」とあり、信春の子信満は、関東管領の大懸上杉禪秀（氏憲）・長井大膳大夫（鎌倉幕府の評定衆を務めた長井惣領家の官途名）を婿、また禪秀をとおして関東の大名家であつた「岩松殿」（新田岩松満純）や「千葉介」（千葉介兼胤）を孫婿として親族關係を結び、鎌倉公方足利持氏に对抗する勢力の一翼を形成していたことがうかがわれる<sup>(60)</sup>。

このように、信春が尊氏の近習を経て祖父信武の跡職を継承することにより、甲斐武田家は成立し、子の信満の代には、関東の大名家との間で構築した親族關係を背景に、鎌倉府体制における地位を確立したことがうかがわれる。

## おわりに

以上、本稿では十四世紀後半における「安芸武田家」および「甲斐武田家」の關係について、系図および叙任した南北朝期 安芸・甲斐武田家の成立過程について（西川）

官職、当該時期における行動の視点から考察した。この結果を要約すると、以下のとおりである。

○十四世紀後半に編纂された『尊卑分脈』所収の武田家系図は、安芸国守護職を継承した武田氏信の周辺から提出された安芸武田家の系図である一方、十七世紀前半に編纂された『武田源氏一統系図』の武田信満以前の記載内容は、十五世紀前半までに甲斐武田家の系図として成立した。安芸武田家・甲斐武田家ともに独自の系図と惣領（家督）を象徴する鎧を相伝したことから、両家は南北朝期以降それぞれ由緒を継承した別個の家として認識されていたと考えられる。

○安芸・甲斐武田家共通の祖である信武が称した兵庫助および伊豆守は、十四世紀後半に安芸武田家に独占されたのではなく、將軍足利尊氏の近習から甲斐国守護になつた甲斐武田家の信春に継承された。また、信武の菩提寺である嵯峨清淨心院を、信武の最終的な官途である陸奥守を継承した子の武田（大井）信明が掌握し、その供養を行つ立場にあつた。これらの事象を踏まえると、十四世紀末の武田家惣領の地位は安芸・甲斐武田家のいずれにも固定しておらず、事実上、分散化・相対化していたと考えられる。

○一三四〇年代、畿内周辺の合戦では信武、また安芸国周辺の合戦では氏信が軍忠状に証判をする役割を分担した一方、氏信は貞和四年（一三四八）の段階で先祖武田信光由来の甲斐国内の所領を領有しており、武田家惣領の繼承者として認識されていた。しかし、観応の擾乱を踏まえて觀応三年（一三五二）八月頃に信武が甲斐国守護に補任されると、信明が事實上、守護遵行を担う甲斐国守護代の役割を担つた。一方、信成は信武とは別個に同国周辺における軍事行動を担つたが、子の信春は、文和二年（一三五三）八月に甲斐国から上洛の後、尊氏の近習として活動し、祖父信武の受領名等を継承したことから、信武の跡職として信春が甲斐国守護を継承したと考えられる。この時期に安芸・甲斐武田家がそれぞれ独自の由緒を有する家として成立し、信武の子武田（穴山）義武が鎌倉公方足利基氏の近習となるなど、甲斐武田家は東国の武家社会の中にネットワークを構築した。

このように、安芸・甲斐武田家の分立は信武没後の一二六〇年代以降に生じたことを考察したが、この原因は何処

に求められるであろうか。最後にこの課題について触れておきたい。

鎌倉幕府が朝廷への反乱勢力として誕生し、東国に拠点を置いて以降、鎌倉を拠点に東国国家を体現する幕府本体（関東）と、京都に設置され西国における王朝国家の軍事・検断上の権門としての機能を果たす六波羅探題（武家）が並存して、それぞれ機能したように、中世武家政権の二元性が指摘されている<sup>(61)</sup>。南北朝・室町期には、管轄する支配領域に変遷があるものの、六波羅探題の機能を受け継いだ室町幕府と鎌倉幕府の機能を受け継いだ鎌倉府に、この二元性が継承される<sup>(62)</sup>。

室町幕府に君臨する足利将軍家（京都公方家）と鎌倉府の頂点に位置する鎌倉公方家は、いずれも足利尊氏を祖として成立したことと同様に、当該時期の武田家も安芸・甲斐武田家ともに信玄を共通の祖としつつ、個別の由緒・家格を有する独立した家として成立し、それぞれ室町幕府および鎌倉府において武田家惣領の地位を継承するに至ったのではなかろうか。

また、この間の信春の地位は、尊氏の近習という信春の立場によって支えられたことを推測したが、このことは後世、安芸武田家の信光が將軍足利義教の側近に出仕して、永享十二年（一四四〇）の大和永享の乱の恩賞として若狭國守護職を獲得したことと類似しており、足利将軍家による大名家の惣領や家督継承への介入の一環として、甲斐武田家の成立と信春の伊豆守継承を捉えることができるだろう。

このように、日本列島の東西における中世を通じた武家政権のあり方や、足利将軍家と大名家との関係が、武家の由緒や家の成立に影響を及ぼしたと考えられる。

本稿では、氏信以降の安芸武田家の変遷や、同時期における他の武家の成立過程については言及できなかつた。今後の課題としたい。

- (1) 吉田賢司「室町幕府論」(大津透ほか編『岩波講座 日本歴史』第八卷中世三、岩波書店、一九一四年)、石原比伊呂『足利將軍と室町幕府―時代が求めたりーダー像―』(戎光祥出版、二〇一七年)等。
- (2) 金子拓『中世武家政権と政治秩序』(吉川弘文館、一九九八年)、山田貴司『中世後期武家官位論』(戎光祥出版、二〇一五年)、木下聰『室町幕府の外様衆と奉行衆』(同成社、二〇一八年)。
- (3) 黒田基樹「鎌倉期の武田氏—甲斐武田氏と安芸武田氏—」(『地方史研究』二二一、一九八八年)。
- (4) 綱野善彦「鎌倉時代の甲斐国守護をめぐって」(『武田氏研究』八、一九九一年)。
- (5) 『山梨県史』通史編二中世(山梨県、二〇〇七年)第五章「南北朝の内乱と武田守護家の確立」(渡邊正男執筆)。
- (6) 氏信末裔の安芸武田家を対象とした南北朝期から戦国期にかけての政治・軍事的な動向については、河村昭一『安芸武田氏』(戎光祥出版、二〇一〇年)に詳述されている。
- (7) 黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補 国史大系』六〇上「尊卑分脈」第三篇(吉川弘文館、一九六六年)。
- (8) 『山梨県史』資料編六中世三下県外記録(山梨県、二〇〇二年、以下『山』資六下という)資料編第一部第三編一八一。同書掲載の系図は、紀伊国新宮城主水野忠央の旧蔵書である国立国会図書館本を底本としている。なお、本系図の成立時期については、拙稿「武田氏系図の成立」(峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』下巻、高志書院、二〇〇七年)を参照。
- (9) 岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』下巻、高志書院、二〇〇七年)を参照。
- (10) 『山梨県史』資料編六中世三上県内記録(山梨県、二〇〇一年、以下『山』資六上という)資料編第一部第四編一五。本系図は武田信玄正室三条夫人の菩提寺円光院(甲府市)に所蔵されている。なお、本系図の成立時期については、前掲註(8)西川論文を参照。
- (11) 『山梨県立博物館調査・研究報告』『小桜草威鑑復元調査報告書—桶無鎧の謎を探る—』(山梨県立博物館、二〇〇七年)。
- (12) 『広島県史』古代中世資料編III(広島県、一九七八年)『房顕覚書』。
- (13) 『山梨県史』資料編五中世二上県外文書(山梨県、二〇〇五年、以下『山』資五上という)三九二号「島津忠兼等連署一揆契諾状」(国立歴史民俗博物館蔵島津家文書)。なお、端裏書(判読不能)は省略した。
- (14) 『山梨県史』資料編四中世一県内文書(山梨県、一九九年、以下『山』資四という)六一四号「武田信春寄進状」(大善寺文書)。
- (15) 文和二年(一二五三)十月三十日付「波多野清秀代信氏軍忠状写」(『山梨県史』資料編五中世二下県外文書)「山梨県、二〇〇五年、以下『山』資五下という)二八四七号、

- 岡山大学附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書〔卷一 波多野弥左衛門所蔵〕によると、同年八月四日、甲斐国 の波多野又次郎清秀の代理である同孫四郎信氏が、「当手」 (足利尊氏方)に所属して甲斐国を出立して上洛し、十六日に京都に到着した後、畿内周辺における合戦に参陣したこと等が記載されているが、本史料には武田信春の証判が 加えられており、当時信春は甲斐国の軍勢を率いて上洛したと考えられる。なお、渡邊前掲註(5)論文では、前掲註(14)の史料を踏まえて、当時信春が甲斐国に在国していたことを指摘しているが、前掲註(13)の史料に関する 言及はされていない。
- (16) 前掲註(14)に付された解説には、本文の文字の一部が重ね書きされ、また花押は筆勢が欠除しており、文言に不自然な箇所があることが指摘されている。
- (17) 〔山〕資四六一七号「武田信春寄進状」、大善寺文書。
- (18) 〔山〕資四五二号「武田信春禁制写」、万福寺文書。
- (19) 〔山〕資五上一二二二〇号「関東管領上杉憲方施行状」、円覚寺文書。
- (20) 〔山〕南北朝遺文〔関東編第六卷〕(東京堂出版、二〇一三年) 四三九六号「春屋妙葩譲状」、守屋孝藏氏所蔵文書。
- (21) 〔山〕藤井貞文・小林花子校訂「史料纂集 師守記」第七(続群書類從完成会、一九七三年)貞治三年(一三六四)五月二十三日条。
- (22) 同前。
- (23) 〔山〕資六上資料編第一部第三編一二号「一蓮寺過去帳」。
- (24) 前掲註(21)参照。
- (25) 〔山〕資五下二九二六号「逸見有朝着到状写」、小早川家文書。同二八六九号「周防親家着到状」、同二八七〇号「吉川師平着到状」、いずれも吉川史料館所蔵吉川家文書。
- (26) 〔山〕資五下二八七二号「吉川辰熊丸(美経)代須藤景成申状土代」、同二八七三号「周防親家軍忠状」、同二八七四号「周防親家軍忠状」、いずれも吉川史料館所蔵吉川家文書。
- (27) 〔山〕資五下二八七七号「吉川親家軍忠状」、同二八七八号「周防親家軍忠状」、同二八七九号「周防親家軍忠状」、以上いずれも吉川史料館所蔵吉川家文書。同二九三〇号「逸見有朝軍忠状写」、同二九三三号「逸見有朝軍忠状写」、以上いずれも小早川家文書。同二九八〇号「三戸頼顕軍忠状案」、毛利博物館所蔵毛利家文書。
- (28) 〔山〕資五下二九三四号「逸見有朝軍忠状写」、小早川家文書。同二九八三号「三戸頼顕軍忠状案」、毛利博物館所蔵毛利家文書。
- (29) 〔山〕資五下二八八二号「周防親家軍忠状」、同二八八三号「周防親家軍忠状」、以上いずれも吉川史料館所蔵吉川家文書。同二九三五号「逸見有朝軍忠状写」、同二九三六号「逸見有朝軍忠状写」、以上いずれも小早川家文書。
- (30) 〔山〕資五下二九四七号「足利直義軍勢催促状」、齊藤

元宣氏所蔵内藤家文書。

(31) 『山』資五下二八八六号「吉川辰熊丸（実経）代須藤景

成軍忠状」吉川史料館所蔵吉川家文書。

(32) 信武は「東条凶徒退治」のため、貞和四年（一二三四八）正月二十五日に大和国橘寺、同二十六日に吉野、二月八日

に風森・巨瀬河原、同十一日に「和州平田御陣」における合戦の軍忠状に証判する一方（『山』資五下二八八八号

「吉川実経着到状」、吉川史料館所蔵吉川家文書、同二九三

八号「逸見大阿（信経）代子息有朝軍忠状写」、小早川家文書）氏信は觀応元年（一二三五〇）六月十九日に熊谷直

平に対して「安芸国志道原庄内三隅野彦三郎入道跡地頭職」を、合戦の忠節により預け置くことを認めたほか（同

二九〇七号「武田氏信預ケ状」、熊谷家文書）、同年七月二

十七日には「相模治部權少輔」・毛利親衡ほか「当国（安芸国）凶徒等」との五月二十日から七月十一日にかけての

合戦に際して吉川実経・周防親長が作成した軍忠状に証判しており（同二八八九号「吉川実経軍忠状」、同二八九〇号「周防親長軍忠状」、いずれも吉川史料館所蔵吉川家文書）、両者の活動範囲が分担されていたことが判明する。

(33) 『山』資五上一〇七五号「高師直奉書写」、東京大学史

料編纂所所蔵「（薩摩）旧記雜錄」所収文書（卷一）波多野弥左衛門所蔵）。なお波多野家については、伊勢国真弓御厨地頭の波多野彦八郎景氏が新田義貞誅伐のため足利尊氏方に参陣した旨を記した建武三年（一二三三五）十二月

三日付の軍忠状（『山』資五下二八三九号「波多野景氏着到状写」、同）に武田信武が証判を加えて以降、信武一族の軍事指揮下に所属している。

(35) (普及版) 吾妻鏡 第一（吉川弘文館、一九六八年）。貞和四年（一二三四八）二月付の『山』資五下二八八八号

渡邊前掲註（5）論文では、信武や子信成・孫信春が実際に甲斐国に入部したのは、足利尊氏の関東下向に従つた

号「吉川実経着到状」、吉川史料館所蔵吉川家文書、同二九三八号文書「逸見大阿（信経）代子息有朝軍忠状写」、小早川家文書等の事例があげられる。

(36)

渡邊前掲註（5）論文のほか、山田邦明『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会』（校倉書房、一九九五年）、江田郁夫『室町幕府東国支配の研究』（高志書院、二〇〇八年）等、当該時期における東国政治史を扱った先行研究の中でも言及されている。

(37)

岩橋小弥太・永島福太郎・村田正志校訂「園太曆」卷四（続群書類從完成会、一九七一年）觀応二年（一二三五）十一月条によると、尊氏は仁木頼章・同義長・畠山国清・千葉氏胤・南宗繼・武田信武・二階堂行朝らを率いて出陣し、足利義詮をはじめその他の武士・守護には在京を指示したという。

当該時期であることを指摘するが、尊氏に従つて觀応二年（一二三五二）十一月に信武が京都を出陣する以前に、信成が甲斐国を拠点に活動していたと考えられる。

(40) 〔山〕資五下二八四四号「波多野清秀軍忠状写」、岡山大學附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書（卷一） 波多

野 弥左衛門所蔵）。

(41) 〔山〕資五下二八四六号「波多野清秀申状写」、岡山大學附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書（卷一） 波多

野 弥左衛門所蔵）。

(42) 〔山〕資四六一三号「武田信成卷数請取状」、大善寺文書。

(43) 〔山〕資四五五一号「武田信成禁制写」、万福寺文書。

(44) 〔山〕資四一六号「一蓮寺領目録」、一蓮寺文書。

(45) 〔山〕資五上七五九号「松井助宗軍忠状写」、国立公文書館所蔵（内閣文庫）「土佐国蠹簡集残編」所収文書「朝比奈永太郎所蔵」。

〔山〕資五下二八四五号「波多野清秀軍忠状写」、岡山大学附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書（卷一） 波多野 弥左衛門所蔵）。

(46) 〔山〕資五上六五六号「武田信武遵行状写」、国立公文書館所蔵（内閣文庫）「諸家文書纂」所収文書「卷九」 万沢家文書。

(47) 〔山〕資五上六五八号「武田信武書下写」、国立公文書館所蔵（内閣文庫）「諸家文書纂」所収文書「卷九」 万沢家文書」。なお「山」資五上六五七号「羽仁信家申状写」、

同には、稻山保内の平井孫三郎跡を、平野弥三郎・市河弥平次等が「押妨」したとある。

(48) 渡邊前掲註（5）論文では、〔山〕資五下二八四四号「波多野清秀軍忠状写」、岡山大学附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書（卷一） 波多野 弥左衛門所蔵）を踏まえて、

觀応二年（一二三五二）九月に信武の甲斐國守護在職を示すと思われる史料が見られるとして、この時点を大きく遡らなければ前述のとおり、この史料の内容は、足利尊氏の関東出陣に際して信成の指揮下に属した波多野清秀が、甲斐・駿河両国の国境付近の「橋田山関所」を警固した旨を記した

軍忠状であり、翌正平七年（一二三五二）三月、信武・信成父子は武藏国人見原（埼玉県）等における合戦の軍忠状にそれぞれ別個に証判していることから判断すると、本史料の内容は必ずしも信武の甲斐國守護補任を前提としたものではない。

(49) 一方、同時期の信成は軍事行動に關わる史料はあるものの、信武の守護代の地位に就いていたかを史料上で確認することはできない。

(50) 〔山〕資五上一一九九号「金子信泰軍忠状」、早稻田大学図書館所蔵文書（後藤家文書）。

(51) 〔山〕資五上一二〇〇号「足利義詮御教書」、早稻田大学図書館所蔵文書（後藤家文書）。

(52) 〔山〕資五下二八四七号「波多野清秀代信氏軍忠状写」、

岡山大学附属図書館所蔵「黄薇古簡集」所収文書（卷一  
波多野弥左衛門所藏）。

(53) 後藤丹治・岡見正雄校注 日本古典文学大系三六『太平記』三（岩波書店、一九六二年）「巻第三十四 岳山道誓上洛ノ事」によると、延文四年（一二五九）十月八日、岳

山道誓（国清）が鎌倉公方足利基氏の了解を得て、南朝を攻撃するため武藏國入間河（埼玉原）を出立し上洛した軍勢の中に、「外様」として「武田刑部ノ太輔・舍弟信濃守」の名が見える。本書の注釈では「武田刑部ノ太輔」を武田氏信と推定し、「舍弟信濃守」を武田直信とするが、表1のとおり刑部大輔を称しているのは武田信成であり、また信濃守は武田（穴山）義武に該当すると考えられる。信武の子のうち、この両名は東国に留まっていたのである。

(54) 渡邊前掲註(5)論文では、信成の甲斐国守護在職を示す明確な史料は少ないとした上で、信武没後に限ると、「塩山抜隊和尚語録」卷六に、康暦二年（一二八〇）頃、「彼領主当国主武田刑部法光」（信成）が抜隊得勝に塩山を寄進したことを指摘している。しかしながら、同時代史料上で守護補任を示唆する信成の呼称や、守護に相当する活動を示す記載内容は管見の限り確認できない。なお、河村前掲註(6)著書は、信武の甲斐国守護補任の時期を、信武が甲斐守を称した建武四年（一二三六）四月と六月との間に推測しているが、当該時期に信武が甲斐国の支配に関与したことを見出す史料を確認できない。

(55) 佐藤博信「中世東国の支配構造」（思文閣出版、一九八九年）、江田前掲註(36)著書等。

(56) 史料4のとおり、応安六年（一二七三）九月十一日、信春は足利将軍家の祈祷所として甲斐国万福寺領に禁制を発給しており、信春は足利将軍家との主従制を重視する方針を示したと考えられる。

(57) 『山』資五下二六二八号「足利基氏近習連署奉加状」、六波羅蜜寺文書。なお本史料は、山田邦明「鎌倉府の奉公衆」（史学雑誌）九六・三、一九八七年、後に山田前掲註(36)著書に収録）でも考察されている。

(58) 『南北朝遺文』関東編第五卷（東京堂出版、一〇二二年）三三〇四号（本間光忠）・三三一〇号（藤原某）・三三一五号（結城直光）・三三一七号（小田孝朝）・三三二四号（上杉能憲）・三三二七号（佐竹義香）・三三三三号（小野崎泰通）・三三三四号（大和守資世）、いずれも六波羅蜜寺文書。

(59) 『山』資六下資料編第二部第三編一八一号。

(60) 山田邦明「犬懸上杉氏の政治的位置」（『千葉県史研究』一号別冊 中世特集号、二〇〇三年、後に同著『鎌倉府と地域社会』同成社、二〇一四年に収録）にも同様の指摘があるが、甲斐武田家の視点で本史料を見ると、信春期より鎌倉公方の権力を牽制する役割を担っていた甲斐武田家の性格が、信満期にも継続していたと考えられる。

(61) 森茂曉『鎌倉時代の朝幕関係』（思文閣出版、一九九一

年)、外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』(同成社、二〇一五年)、近藤成一『鎌倉時代政治構造の研究』(校倉書房、二〇一六年)、木村英一『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』

(62) (清文堂出版、二〇一六年) 等。  
前掲外岡註  
(61) 著書を参考。